

麒麟のまちで見つけた！魅力投稿キャンペーン業務委託仕様書

1 委託業務名

麒麟のまちで見つけた！魅力投稿キャンペーン業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 業務の目的

麒麟のまち圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町及び新温泉町の区域をいう。以下「圏域」という。）において、Instagramを活用した写真投稿型のキャンペーンを実施することにより、圏域内周遊を促進するとともに、圏域の魅力を様々な角度から発信することで、圏域住民の愛着度・認知度向上や圏域外への魅力発信につなげることを目的とする。

4 業務委託の範囲

本仕様書は基本的な内容について定めるものであり、業務の実施に当たり必要な事項については、市と協議の上、受託者の責任において誠実に業務を履行すること。

5 業務内容

(1) キャンペーン事務局の運営

本業務の実施に当たっては、キャンペーン事務局を設置し、事務局の所在地及び連絡先等を明らかにする。また、Instagramにキャンペーン公式アカウント『麒麟のまちで見つけた！魅力投稿キャンペーン』を開設し、本キャンペーンの広報や投稿受付等を行うほか、少なくとも月に1回以上、キャンペーン周知又は圏域の魅力発信につながる投稿を行うこと。なお、Instagram開設・運用にかかる費用は委託料に含むものとし、公式アカウントは令和7年3月14日まで運営すること。

(2) キャンペーンの企画運営

① 広報について

本事業を広く周知するため、下記ア、イについて実施すること。

また、下記以外の方法に加え、委託料の範囲内でより効果的に発信できる方法がある場合は、その方法、スケジュール、場所、回数等について提案すること。

ア 印刷物による広報

麒麟のまち圏域を含むエリアを対象とした、紙媒体（チラシ、新聞広告、情報誌への掲載等）による広報を2回以上実施し、本キャンペーンの周知及び投稿促進につなげる

こと。なお、2回以上実施することで、麒麟のまち圏域全体がカバーできるようにすることとし、圏域外のエリアに範囲が広がっても構わない。

本業務の目的を達成するため、紙媒体について最適なサイズ、制作枚数、制作スケジュール、配布先、デザイン案等を提案すること。紙媒体の広報にあたり手数料や送料等の費用が発生する場合は、委託料に含めること。

イ インスタグラム広告

本キャンペーンの周知及び投稿促進につなげるため、インスタグラムを活用して広告を1回以上配信すること。

本業務の目的を達成するため、最適な配信方法、配信スケジュール、配信エリア、配信ターゲット、配信回数等を提案すること。

②投稿の募集、受付について

キャンペーンの投稿募集にあたっては、募集要項を定めるとともに、下記の内容を明記した上で募集し、条件を満たす投稿写真のみ選考及び抽選の対象となる応募作品として受付すること。

なお、投稿募集にあたって、『#麒麟推しスポ』に代わる、より事業目的に合致する効果的なハッシュタグがあれば提案すること。

- ・投稿する写真は、麒麟のまち圏域内で撮影されたもので、撮影者が魅力を感じた場所やお気に入りの場所など、いわゆる“推し”スポットの写真であること。また、投稿する際には、キャンペーン公式Instagramアカウント『麒麟のまちで見つけた！魅力投稿キャンペーン』をフォローし、かつ写真に『#〇〇（撮影場所名）』、『#〇〇市／町（撮影した場所が所在する自治体名）』及び『#麒麟推しスポ』（又は事業者提案によるハッシュタグ）の三つ以上のハッシュタグをつけて投稿することを条件とする。

- ・一人につき複数回の投稿は可とする。また、1回の投稿につき写真の投稿枚数に制限は設けない。

- ・非公開アカウントからの投稿及びキャンペーン公式Instagramをフォローしていないアカウントからの投稿は不可とする。また、公序良俗に反する投稿は不可とする。

- ・投稿写真の著作権は投稿者に帰属するものとする。ただし、鳥取市は投稿写真の使用権を有するものとし、投稿写真を本事業の広報や圏域市町における魅力発信を目的として印刷物やウェブサイト等に使用することがあることについて、投稿者はキャンペーンへの投稿をもってこれに了承したものとすること。

- ・投稿写真は未発表のものに限る。ただし、キャンペーン応募期間中に、個人のSNS等に掲載した写真は可とする。

- ・人物が映った写真を投稿する場合、投稿者において、必ず本キャンペーンへの投稿及び印刷物やインターネット、SNS等を通じて麒麟のまち圏域の魅力発信のため一般に

公開される可能性があることについて、映っている人物全員に投稿前に承諾を得ておくこと。

- ・投稿写真の撮影にあたっては、各種法令やマナーを遵守し、危険な行為や禁止されている行為によるもの、立入禁止区域や立ち入りが認められていない他人の敷地等に許可なく立ち入っての撮影は行わないこと。
- ・賞品当選者の発表については、賞品の発送をもって代えること。

③入賞作品及び当選者の決定、賞品の贈呈

キャンペーン投稿受付期間終了後、概ね1カ月以内に、受け付けた投稿作品のうち最も「いいね」が多かった投稿者上位7名を選出し、賞品を手配し贈呈するとともに、上位7名を除く投稿者の中から抽選で30名を選出し、参加賞を手配し贈呈すること。

各賞品の贈呈にあたっては、該当者とのInstagramの個別のやり取りにより賞品発送に必要な個人情報（氏名、郵便番号、住所、連絡先（電話番号又はE-mailアドレス））を収集するとともに、事務局において適切に保管し管理すること。なお、賞品の発送は日本国内に限ることとし、送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由によらず賞品を発送できなかった場合は、別途市と対応を協議すること。

賞品の内容について、全てモノではなく圏域各市町の魅力が体感できる体験型の内容とし、本事業の目的に沿ったものを提案すること。なお、賞品詳細については市と協議して決定する。賞品の目安金額（消費税等を含む）は下記のとおり。

- ・投稿者上位7名への賞品：1人あたり2万円程度
- ・抽選当選者30名への参加賞：1人あたり3千円程度
- ・賞品（手配に係る費用や送料等を含む）に係る総額は23万円以内とすること。

④キャンペーンアンケートの実施及び集計

キャンペーン実施期間中、麒麟のまち圏域に関する任意のアンケートを作成・実施し、アンケート回答数の確保に努めること。回収したアンケートは集計を行い、結果を分析し提出すること。アンケートの内容、実施方法は、市と協議して決定する。

(3) 成果物（パンフレット）作成及び配布

キャンペーン公式Instagramに投稿のあった作品をまとめた成果物（パンフレット・フルカラー）を3万部制作し配布すること。

配布先について、圏域内小学校・中学校・義務教育学校に、以下のとおり配布し、麒麟のまち圏域の魅力を知ってもらうことで圏域内周遊の促進及び圏域への愛着醸成につながる。なお、圏域内小学校・中学校・義務教育学校への配布部数は、上記3万部に含まれるものとする。

また、本事業の目的に合致する圏域内の施設等へもパンフレット配架の協力を得て、

パンフレットを効果的に配布すること。パンフレットの内容や仕様、デザイン、配布先や各配布部数等は、市と協議して決定する。なお、パンフレット送付にかかる送料や手数料等は委託料に含まれるものとする。

<圏域内小学校・中学校・義務教育学校における配布方法・部数>

市町	配布先	配布方法	配布数
鳥取市	市立小学校・中学校・義務教育学校	鳥取市役所に納品	14,220
	鳥取大学附属小学校	学校に郵送	20
	鳥取大学附属中学校	学校に郵送	430
	青翔開智中学校	学校に郵送	160
岩美町	岩美南小学校	学校に郵送	142
	岩美北小学校	学校に郵送	227
	岩美西小学校	学校に郵送	131
	岩美中学校	学校に郵送	263
若桜町	若桜学園	若桜町役場に納品	140
智頭町	智頭小学校	学校に郵送	260
	智頭中学校	学校に郵送	130
八頭町	郡家東小学校	学校に郵送	170
	郡家西小学校	学校に郵送	340
	船岡小学校	学校に郵送	160
	八東小学校	学校に郵送	130
	八頭中学校	学校に郵送	400
香美町	柴山小学校	香美町教育委員会に納品	40
	香住小学校	香美町教育委員会に納品	363
	長井小学校	香美町教育委員会に納品	27
	余部小学校	香美町教育委員会に納品	13
	村岡小学校	香美町教育委員会に納品	42
	兔塚小学校	香美町教育委員会に納品	35
	射添小学校	香美町教育委員会に納品	50
	小代小学校	香美町教育委員会に納品	53
	香住第一中学校	香美町教育委員会に納品	256
	村岡中学校	香美町教育委員会に納品	93
	小代中学校	香美町教育委員会に納品	30
新温泉町	温泉小学校	新温泉町教育委員会に納品	110
	照来小学校	新温泉町教育委員会に納品	60
	浜坂東小学校	新温泉町教育委員会に納品	50
	浜坂西小学校	新温泉町教育委員会に納品	70
	浜坂南小学校	新温泉町教育委員会に納品	70
	浜坂北小学校	新温泉町教育委員会に納品	210
	夢が丘中学校	新温泉町教育委員会に納品	120
	浜坂中学校	新温泉町教育委員会に納品	210
合計	35箇所		19,225

※配布数は概算数のため、契約時に変更する可能性あり。

(4) 協議録の作成

本業務に関し市と協議を行った際には、協議の内容を書面に記録すること。

【事業全体スケジュール（目安）】

令和6年6月：キャンペーン事務局設置、キャンペーン公式Instagram立ち上げ

令和6年7月～12月：キャンペーン広報、投稿作品募集・受付

令和7年1月：結果集計、結果発表、賞品発送

令和7年2～3月：成果物（パンフレット）作成・配布、事業終了

6 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、市が必要と認める範囲内で収集すること。

(3) 収集した個人情報を本事業の目的以外で利用したり、他の者に提供したりしないこと。

(4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように徹底すること。業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、毀損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

(6) 収集した個人情報は、当該事業の実施以後、受託者等が実施する同種事業における利用について、提供者から同意があった場合においては、継続利用を可能とする。

ただし、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

7 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、市の承認を得ること。

8 成果品

本業務の完了と同時に、市に以下のものを成果品として提出すること。

(1) 業務完了報告書 1部

業務完了報告書には、以下の内容を含むこと。

①キャンペーン公式Instagramの総投稿数や各投稿内容の記録、各投稿におけるいいねの数（分かればリーチ数も）、毎月末時点におけるキャンペーンのフォロワー数（令

和6年6月～令和7年3月)

②投稿写真作品情報を取りまとめたデータ

③上位7作品投稿者および抽選当選者に関する情報、賞品詳細、賞品送付先リスト

④広告、パンフレット等の本事業広報・成果物の配布先及び配布部数に関するリスト
(インスタ広告については広告期間および広告対象、広告閲覧数等を記載のこと)

⑤アンケート集計・分析結果

⑥本キャンペーンの効果・成果

(2) 紙媒体による広報物、インスタ広告、パンフレット等本業務において制作した広報・成果物の原本及び電子データ 各1部

9 留意事項

(1) 事業を安全かつ確実に実施するため、施設、設備等の確保や不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。

(2) 業務実施にあたって発生したトラブルについては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては、内容及び対応状況等を直ちに市へ報告すること。

(3) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は契約を解除することがある。

(4) 受託者は、別記個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項第9項に基づき、本業務終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、市の請求があったときは、個人情報を適切に市に返還し、安全に引き渡すことが可能な方法により実施するとともに、その旨書面により提出することとする。

また、受託者は、本業務終了後又は解除後、市に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、その旨書面により提出することとする。

ただし、情報の返還及び消去もしくは廃棄の方法等については、事前に市と協議して決定するものとする。

10 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

1 1 著作権及び知的財産権の帰属等

- (1) 本業務の実施による成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を含む全ての知的財産は、原則として、市に帰属するものとする。
- (2) 委託者は著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1 2 損害賠償

業務実施中に、受託者の責に帰すべき事由により発生した第三者への損害については、受託者がその損害を賠償する。

1 3 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して経理を明らかにする帳簿を作成し、業務完了日の属する年度の終了後、5年間保存すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び受託者は速やかに協議を行い、決定するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、市と十分に協議した上で行うこと。